

江戸時代の超高齢者

—仙台藩1737-1866年史料に見る（下）—

高木 正朗ⁱ

Riskante Hypothesen können durch Auslese falsifiziert werden.

（「危険な仮説」は反証され、淘汰される可能性を留保している）

Sir Karl R. Popper, 1902-94

われわれ日本人はいま、20世紀末（1980年代）～21世紀初頭（2010年代）にかけて、人類がこれまで一度も経験したことがない事態に直面している。その事態とは人口の超高齢化（長寿化）であり、それにとまなう社会システム全体の制度的、財政的、世代的矛盾の深化あるいは破綻である。同時代人の一人として、筆者もまたこの国の長寿老人をみぢかに観察し、彼らが生きる地域・病院・施設の現状をみる機会が、この20～30年で格段にふえた。しかし、近代（例えば第1回国勢調査〔1920年〕以前）の高齢者の人数や生活状態はともかく、江戸時代の高齢者とりわけ超高齢者（長寿老人）については、その数ですらはっきりしていない。彼らの数は、生活世界においてはごく僅かだったので、世間一般の関心をほとんど引かなかったのだろうか。そこで筆者はまず、仙台藩の二つの年次（1762年、1849年）の史料を注意深く検討して、長寿老人（超高齢者）の数を確定した。次に、それが基礎人口に占める比率を計算し、その結果を1888年以後の日本の人口・国勢調査データの数値（全国人口と地域人口に占める超高齢者比率）と対比した。その結果筆者は、日本の超高齢者数は長期にわたり絶対的に僅少であり、80歳以上者は1,000人当たり5人余り（基礎人口比5～6%）、90歳以上者は0.5人程度（基礎人口比0.3～0.5%未満）に保たれてきた、との結論（仮説）をえた。換言すれば、今われわれが経験しつつある人口の超高齢化はここ30年（1980年代後半）に起きた「革命的出来事」であり、それ以前の少なくとも130年間（1850〔嘉永期〕～1980年〔昭和末期〕頃まで）は、あるいは多めにみて220年間（1760〔宝暦末〕～1980年頃まで）は、超高齢者数を僅少にとどめる人口レジームが持続していたと推定されるのである。

キーワード：超高齢者、百歳長寿、数え年、御目見、人別帳、長寿者調べ、国勢調査人口、地域人口、基礎人口、千分率（%）

目次

序論

第1章 御目見と超高齢者調べ

1-1 御目見と養老の礼

1-2 宝暦12年の超高齢者調べ

1-3 嘉永2年の超高齢者調べ

第2章 超高齢者調べ—その信頼性

2-1 記述の信頼性—宝暦12・嘉永2年調べ

2-2 数字の信頼性—嘉永2年調べ

第3章 超高齢者調べの結果（国データ）以下、本号

i 立命館大学名誉教授

- 3-1 宝暦12年の超高齢者
- 3-2 宝暦12年調べの結果
- 3-3 嘉永2年の超高齢者
- 3-4 嘉永2年調べの結果
- 第4章 超高齢者調べの結果 (郡データ)
- 4-1 郡方の超高齢者—気仙郡
- 4-2 郡方の超高齢者—東磐井郡南方
- 4-3 嘉永2年調べの結果
- 4-4 嘉永2年の人口構造—東磐井郡南方
- 第5章 武家の高齢者調べ
- 5-1 弘化3年の高齢者
- 5-2 弘化3年調べの結果
- 結論

第3章 超高齢者調べの結果 (国データ)

本章の目的は、第1に文書に記された超高齢者は実在したか否かを確認すること、第2に調べの結果(つまり書上げられた数字・人数)を注意深く検討すること、第3にその人数が当該(基礎)人口に占める比率を計算することである(同様の作業は第4章で、郡データについてもおこなう)。

3-1 宝暦12年の超高齢者

今から250年もまえのこの国に、90歳、100歳を超えるような人がほんとうに実在したのだろうか、われわれが疑うのはごく自然である。当時、年齢が書かれた文書はあったのか、そうした文書があったとしても年齢の記載は正しかったのかなど、疑問はつきない。

そこで筆者は、宝暦12年調べで判明した100歳以上の高齢者5人(男子3, 女子2)について(図版2)、彼らは別の文書にも書上げられているか、換言すればこうした長寿者の存在は藩役人や地域の人びとによく知られていたか否かを、確かめることにした。

その結果、百姓4人(本吉郡鹿折村・勘右衛門祖母、志田郡中澤村・善五郎父善七、気仙郡砂子田村・与次右衛門養父与左衛門、胆澤郡上胆澤西根

村・徳右衛門父十右衛門)については、筆者は御目見にかかわる文書やすべての人別帳を確認していないが、「風土記」が「百歳以上長寿之者」として書上げていることを確認した²⁴⁾。

「風土記」の文面は、たとえば勘右衛門・祖母の場合を引用すれば、次の通りである。

文書10「百歳以上長寿之者書出」(仮題、安永8 [1779]年4月、堅帳・原本、興福寺文書)

「 一百歳以上長寿仕被下物在之候者 耆人
白石屋敷 勘右衛門

右勘右衛門祖母百歳以上長寿仕候ニ付、宝暦十二年八月廿二日、右祖母名代ニ勘右衛門御城下江被召出、祖母一生御扶持方、耆人分被下置候処、明和六年十月右祖母百拾九歳ニ而病死仕候、右御扶持方被下置候御書付并御拝領物、左ニに御書上仕候、

本吉郡鹿折村

百姓勘右衛門祖母名代 勘右衛門
其身百歳有余ニ令長寿候ニ付、為養老之
其身一生御扶持方耆人分被下置旨被仰出
候事

右以後明和元年 御当代様奥筋御出馬之節、
右祖母ニ被下置候物、左ニ御書上仕候事

御当代様より 御小袖壱ツ

伊達式部様より 金式切

松前主水様より 金壱切

右之通り御書上仕候事

勘右衛門の祖母は宝暦12年当時、中日文書(文書3, 図版2)の7行目に111歳と書上げられたように、最長寿命者だったに違いない。祖母は超高齢のため仙台には登らず、孫の勘右衛門が「名代」として城下へ出向き、「御書付并御拝領物」を受領したのである。「風土記」の筆者(肝入)は、その折りに下附された「御書付」を上記文面に挿入して、勘右

衛門祖母の存在を史実としたのである²⁵⁾。

先述のように奉行は宝暦12年9月、100歳以上者を毎年調べて「切支丹所へ書出可申」と達した（文書2）。しかしこの達しは、それ以後も遵守されたであろうか²⁶⁾。

この疑問に答える手掛かりが、勘右衛門祖母（文書10）とほぼおなじ文面で、他村の「風土記」あるいは他の文書に書上げられている。

次の文書は、安永2（1773）年「風土記」に記された、下胆澤郡上衣川村の百寿者・萬三郎の事例である。彼は「百歳養老俸」として「其身一生御扶持方一人分」を支給された。

文書11「百歳以上長寿之者」（仮題、安永2 [1773]年8月、刊本、『宮城懸史 (28)』202-3)

「 一百歳以上長寿之者 壹人

萬三郎

右萬三郎儀百歳迄長寿仕候ニ付、為老養之安永二年二月十日子共新五郎被召、於樂屋御用所其身一生御扶持方一人分被下置、御出人司様被仰渡御扶持方被下置候、右御書立左ニ御書上仕候事

下胆澤郡上衣川村南又

百姓新五郎親 萬三郎

其身百歳迄令長寿候ニ付、老養之ため其身一生御扶持方壹人分被下置旨、被仰出候事

右萬三郎儀安永二年八月廿五日、百歳ニ而病死仕候事」

萬三郎は100歳（超高齢）だったので、安永2（1773）年2月10日に「子共新五郎」が召出されて登仙、城内二丸の「楽屋御用所」で出入司から、「其身一生御扶持方一人分被下置」たのである。

ところで、褒賞をうけた萬三郎・新五郎父子は実在したのだろうか、また彼らの年齢記載は正しかっ

たのか。この疑問に答える文書は人別帳である。そこで、衣川村 [1988:361-401] が収録している享保21（1736）年の人別帳²⁷⁾を見るとこうなる。

この父子は上衣川村南股に居住していたが、南股は村高88貫文（876石）、人頭（本百姓）96、人数1,507（男子839、女子668）の村だった（衣川村南股の人頭世帯の多くは、土地をもたない多数の名子・水呑世帯を抱えていた）。

この人別帳が作成された享保21（1736）年は、萬三郎が「百歳迄長寿」の祝いをうけた安永2（1773）年から数えて、37年前にあたる。それゆえ萬三郎は、享保21年人別帳には63歳で登録されているはずである。そこで筆者は帳面を検索し、「戸主または親の地位にあり、かつ63歳である者」で、二人（萬三郎と新五郎）の名前が記された世帯を探した。すると次の世帯が見つかった（これ以外の世帯に該当者はいなかった）。

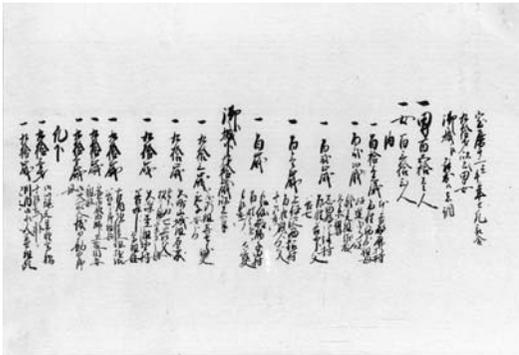
高六文 外一七拾七文 新田
給人前

曹洞宗雲際寺

一大原屋敷新右衛門六拾三	一女房五拾弍
一男子喜内	一子新五郎二拾六
一女房弍拾弍	一女子うの弍才
一婿清四郎	一女房三拾四
一女子よね拾九	一女子くに拾三
合〔人数〕拾人	内男四人 女六人

戸主・新右衛門（63歳）はのちに萬三郎と改名したに違いない。しかし新五郎（26）はその後37年間、藩から下附された「御書付」に自分と父の名が記されたことを誇りとし（高6文という「下下民」だったが故に尚のこと）、改名をしなかったであろう。彼は安永2年の時点では戸主になっていて、その年齢は63歳だったはずである。

以上から、こう結論づけることができるであろう。百寿者調べは宝暦12年の達し以後も続けられ、彼らは100歳を超えると殿様から祝儀（「百歳養老俸」）



図版2 「宝暦十二壬午年士凡取合九拾才以上之男女御城江罷出候者調」

(表題に続き、90歳以上者の人数〔男子151人、女子133人〕を記している)

中目文書(仙台市博物館寄託)



図版2のつづき

を受け取ったのである、と²⁸⁾。

3-2 宝暦12年調べの結果

90歳以上の超高齢者は、中目文書によれば、284人(男子151, 女子133, 性比113.5)であった(文書3, 図版2の4・5行目)。しかしこの文書は残念ながら、彼らの身分別人数を記していない。詳細な書上は、藩庫になかったのであろうか(表1)。この年の郡方人口は513,625人(実測値)であるが、90歳以上者284人のうち何人が百姓だったかは不明ゆえ、郡方人口に占める彼らの比率は計算できない。

しかし筆者は、総数(284人)に占める百姓数を、便宜的にでも確定できないかと考えた。嘉永2年調べの結果(比率)と対比するためである。そこで試みに、嘉永2年の90歳以上者総数145人に占める百姓134人の比率92%($134/145 \times 100 = 92.4\%$)を参照し、同時に三つの比率を想定して、宝暦12年の数字(284人)にあてはめた。

宝暦12年の90歳以上者284人に占める百姓の比率を95, 90, 85%とおくと、百姓数はそれぞれ270, 256, 241人程度となる($284 \times 0.95 \approx 270$, 以下略)。

すると、郡方人口(推計値513,625人)に占める90歳以上者の比率は0.53, 0.50, 0.47%。 $(270/513,625 \times 1000 \approx 0.53$, 以下略), 人口10万人比52.56, 49.84, 46.92人となる²⁹⁾。

表1 宝暦12 [1762] 年の90歳以上者(仙台藩)

(単位:人)

身分	男子		女子		男女計		
	「罷登候者」(内数)	90~99歳	100歳以上	「罷登候者」(内数)		90~99歳	100歳以上
士	(不明)	0	0	(不明)	4	1	-
凡下扶持人	(不明)	1	0	(不明)	4	0	-
町人	(不明)	1	0	(不明)	0	0	-
百姓	(不明)	0	3	(不明)	0	1	-
合計	151	2	3	133	8	2	284

注1) 表題の年齢(90歳)は数え年(表2~5も同様)。

2) 「罷登候者」は、御目見のため仙台城下にきた人々(表3の「登」も同様)。

3) 身分別人数は男女とも史料に記載されていない。

史料:「宝暦十二壬午年士凡取合九拾才以上之男女御城江罷出候者調」(中目文書)

そこで筆者は、宝暦12年の90歳以上の百姓は1,000人当たり0.5人（人口10万人当たり50人）程度だったであろう、と推定した。

なお、彼らのうち「御城江罷出候者」（藩主に御目見をした者）はわずか15人（男子5，女子10）で、該当者の5.3%に過ぎなかった（彼らがどのような基準で選ばれたのかはわからない）。いずれにせよ、藩庁の担当者は（嘉永2年御目見と比べると）勞せずして事を済ませたに違いない。

3-3 嘉永2年の超高齢者

嘉永2（1849）年の超高齢者調べの目的は、領内の御目見対象者を漏れなく把握することであった。調査対象は侍（陪臣を除く）、凡下扶持人、町人、百姓などすべての身分者だった。そして御目見の日取りは、下記文書（奉行より出入司宛達し）に記されたように、3月4日～7日と定められた。

文書12「御目見被 仰付御日並 被仰出」（仮題、嘉永2年2月、堅帳・原本、吉田文書）

「頭書拾五番 男女八拾歳以上之者共ニ、御目見被 仰付御日並 被仰出、罷登候者共ハ調指出候様被仰渡候事

各并支配軽キ者共迄、家内男女之内当八拾歳以上之者承届、別而被申聞ニ付各調入 御覽候処、年長を被相祝御目見被 仰付候旨被 仰出候、乍去極老之者共ニ候間歩行等六ヶ敷譯ニ、遠路罷登候義及迷惑候者ハ相控、勝手次第可罷出旨被仰出候間、各其心得調指出候人数江早速被申渡、罷出候ニ指支有無、来ル廿日迄ニ取調可被申聞候、在郷之分ハ各日限迄ニ首尾合急可申候間、成丈ヶ取詰廿五・六日頃迄ニ可被申聞候、且諸士江ハ男女共詩賦等相心得候者ハ右之内、不相心得者ハ文字等之内何ソ認、凡下ハ文字等之内心得之内を認罷出候者ハ御目見之節指上候様被 仰付候、右 御目見左之日並之通被 仰付候

三月四日 諸士・凡下御扶持人・社家・山伏・座頭其外・町人・社寺門前之者何も男女共

同 五日 南・北御郡御百姓男女共

同 七日 中奥并奥御郡御百姓男女共

但四日・五日可被 仰付之者之内指支候者ハ、各七日ニ被仰付候

右之通罷出候ニ指支右無之調、士凡共男女満遍名・年共取調、八拾才・九拾才以上と両通ニ調分、病気等ニ而罷出兼候者共も右同様取調可申聞候、罷出候者ハ在郷之分ハ御目見被 仰付候日並五日前ニ登仙、其段為相達、頭々より可被申聞候

右之通各其心得、支配之内各之輩へ早速可被相通候以上

鮎貝兵庫〔奉行〕

二月十四日

伊庭宗七郎殿〔出入司〕

奉行が出入司に調べを達したのは正月13日だったから（文書4）、出入司は地方役人（配下の郡奉行、代官）を督励して、対象者の数（居所、身分、名前、年齢）を速やかに報告するよう求めたであろう。つまり今回の調べは、宝暦12年調べよりも周到に準備されたが、対象年齢を10歳引き下げ（80歳以上とし）たために、まとまった時間が必要だったのである。

そこで筆者はまず、超高齢者の実在とその人数（そして精度）とを、「根拠となる文書」を示して確認し、次節において調べの結果を記すことにする。結論を先に述べれば、この調べは対象者をほぼ正確に把握したということである。

この結論の根拠となる文書は、郡奉行が配下を通じて作成したとする「別紙調五冊」「人数調五冊」である。この「五冊」について、先掲文書8（小姓頭より出入司宛、3月16日付）の当該箇所はこう述べている（下線は引用者）。

右之通御指合無之日早速被申渡其段可被仰聞候、

右人数之義は別紙調五冊之通有之、且右之品等は御納戸御進物方承合受取候上被下可被成、首尾・人数行違亦是調落等之義も候ハ、其段取調可被仰聞、此段申達候以上

桜 権太夫
加 文左衛門

大宮要之進殿〔奥代官〕

萱場東右衛門殿

内海信平殿

赤間新之丞殿

尚以各同役中急々順達、速ニ行届候様夫々首尾可有之候以上

達しの主旨は、80～90歳未満の不登者には銭三百文を支給するが、受領者の数に「行違」はないか、改めて点検をしてほしいということである。この「別紙調五冊」は小姓頭³⁰⁾にとって、褒賞品の数と金額とを正確に計算・準備する際の基本帳簿だったから、人数違いは許されなかった。

そこで彼（小姓頭・下郡山）は「且右之品等は、御納戸御進物方承合受取候上被下可被成、首尾・人数行違亦是調落等之義も候ハ、其段取調可被仰聞」と、人数に行違い・調落しがあれば報告するようにと達したのである。

小姓頭の達しをうけて、郡奉行衆は代官（奥筋4名）宛にこの「達し」と「人数調五冊」とを下附して、「猶行違等無之哉各手前調江も引合、御郡毎取調一紙之上急々可被申聞」と申し入れている（文書13）。ここで「引合」とは、下附文書（「人数調五冊」）と「手前調」（代官の手元控）とを照合することである。その上で、各代官は当方（郡奉行）に「一紙」（郡単位の合計値）を提出せよというのである。

文書13「郡奉行より奥代官宛て文書」（仮題、嘉永2年3月、同、吉田文書）

「左之通御小姓頭申聞候間各其心得、御指合無之日早速申渡其段可被申聞候、右人数調五冊共相渡候条、猶行違等無之哉各手前調江も引合、御郡毎取調一紙之上急々可被申聞、一紙取調被申聞候ヲ以御品等受取書付可相渡、其内調落之分も有之候ハ、急々別而吟味可被申聞、此段共申渡候以上

高 忠太夫〔郡奉行〕

三月十八日

守 四郎左衛門

この「人数調五冊」「別紙調五冊」が伝存しないのは残念である。しかし彼らが、対象者を簿冊のかたちに編纂し、さらに点検をくわえて遺漏を防いだということは確かである（藩庁が簿冊を作成したということは、岩山文書〔文書16・図版4〕を見れば、もはや疑う余地はないであろう）。

彼らが対象把握を慎重かつ確実におこなったということは、次節で検討するように、書上げられた数字（80歳以上者の人数）からも裏付けられる。

3-4 嘉永2年調べの結果

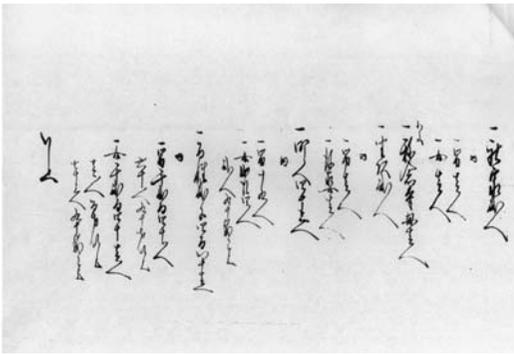
先述のように、中目文書には嘉永2年調べに関わる文書が2点、飯川文書には1点あった。そこで筆者は、そこに記された数字三つを個別に検討し、続いて郡方人口に占める比率を計算する³¹⁾。

数字1（80歳以上者：2,206人）この数字は、勘定奉行（中目寛之丞）が国元から入手した2月5日現在の80歳以上者2,206人（男子1,266、女子940）である（原文省略）。この文書は、90歳以上者は151人、100歳以上者は2人と記しているが、宝暦12年中目文書と同様、身分別・男女別の人数は記していない。

この数字について国元の担当者は、「外ニ、御城下斗ハ百五六拾人前後之由ニ相聞得、有人義在々之調を以ハ難引合不足ニ付実説とハ被申聞敷、近々聡と承届申上候事」と注記している。つまり担当者は、郡方のこの数字とは別に、城下居住の80歳以上者が150～160人前後はいると聞いているので、この「在々之調」は実数より不足しており「実説」とは認



図版3 「士凡八十才以上之者男女一紙」（嘉永2年）
（表題に続き、80歳以上者の総数2,718人を記している）
中目文書（仙台市博物館寄託）



図版3のつづき

めがたい。故に、正確な数字は追って報告すると述べているのである。

いずれにせよ、領内の80歳以上者数は、城下の該当者を160人とすれば、2,366人となる。

数字2（80歳以上者：2,723人）この数字は筆者が、国元から中目に再送された書状（図版3・文書7）を基に、算出したものである。この文書は日付を欠くが、幸い80歳以上者の身分別人数を記している（表2）。それによれば80歳以上者は2,723人（男子1,351、女子1,397）、90歳以上者は145人（男子65、女子80）である³²⁾。

このうち80歳以上の百姓は2,481人（男子1,240、女子1,241、性比100）、90歳以上の百姓は134人（男子60、女子74、性比81.1）である。故に、80歳以上者（2,723人）と90歳以上者（145人）に占める百姓の比率はそれぞれ91.1、92.4%である。

この年の郡方人口は461,808人（推計値）であるから、80歳以上者の比率は5.37%（人口10万人比537.24人）である。同様に、90歳以上者の比率は0.29%（同様に29.02人）となる。

表2 嘉永2〔1849〕年の80歳以上者（仙台藩-1）

（単位：人）

身分	人数A (身分別) (a)	男子		女子			人数B (検算) (b+d)-a
		80歳以上 (b)	90歳以上 (c)	80歳以上 (d)	90歳以上 (e)	100歳以上 (f)	
士	77	34	2	43	2	0	0
凡下扶持人	80	36	2	44	0	0	0
修験等	37	20	1	42	2	0	+25
社家	2	1	0	1	0	0	0
寺院	1	0	0	1	0	0	0
座頭	2	1	0	1	0	0	0
町人	43	19	0	24	2	0	0
百姓	2,481	1,240	60	1,241	73	1	0
合計	2,723	1,351	65	1,397	79	1	2,748

注1) 列(c)は列(b)の、列(e)(f)は列(d)の内数。

2) 「修験等」の人数にのみ25人の食いちがいがあり、合計値は二通りとなる（詳細は注32を参照）。

史料：「士凡八十以上之者男女一紙」（中目文書）

表3 嘉永2年の80歳以上者（仙台藩-2）

（単位：人）

身分 / 登・不登	男子			女子			男女計
	登	不登	登	不登	不登		
士分	41	29	12	48	21	27	89
凡下・御扶持人等ノ分	63	40	23	79	52	27	142
百姓分等之分	1,240			1,246			2,486
合計	1,344			1,373			2,717

注1) 史料は、「士分」89名については名前・年齢・戸主名などを記す。

2) 89名以外に、江戸詰の士分5名（男子1, 女子4）がいた（その処遇については注12を参照）。

史料：「寥廓雜纂（七）」（宮城県図書館蔵）

数字3（80歳以上者：2,717人） この数字は、飯川文書「嘉永二年養老典」（寥廓雜纂七）に書上げられた2,717人（男子1,344, 女子1,373, 性比97.9）である³³⁾。但しこの文書は、中目文書とは異なり、90歳以上者と100歳以上者の人数を書上げていない（表3）。

このうち百姓は2,486人（男子1,240, 女子1,246, 性比100）で、総数（2,717人）に占める百姓の比率は91.5%である。この年の郡方人口は461,808人（推計値）だったから、同様の計算をすると、80歳以上者の比率は5.38%（人口10万人比538.32人）となる。

こうして筆者は、各文書に記された数字（人数）に間違いはないか、それは基礎人口の何%を占めたかを計算した。その結果、百姓層（それは80歳以上者の90%を占める）の場合、数字2（5.37%）と数字3（5.38%）の差はごくわずかだった（比率で0.01%、人口10万人比で約1.08人の差³⁴⁾）。

結論はこうである。嘉永2年の80歳以上者調べは合理的におこなわれ、その実在と人数とは迅速に把握された。この調べの場合、超高齢者の人数は複数の文書に記録され、藩庁はそれを概ね妥当とした。彼らが人別帳に依拠して調査をしたことは明らかである。

第4章 超高齢者調べの結果（郡データ）

本章の目的は、郡レベルの文書をもちいて、超高齢者の実在と人数とを確認し、基礎人口に占める比率を計算することである。このうち超高齢者の実在については、前章と下記文書にあるように、疑う余地はほとんどないので詳述しない。

ここで筆者は最初に、吉田文書と岩山文書に記された80歳以上者の数を検討し、次に郡方人口に占める比率を計算する。

4-1 郡方の超高齢者—気仙郡

吉田文書（頭書97番）は末尾に、嘉永2年御目見にかかわる文書5点を追録している。この文書は、大肝入（宇右衛門）が気仙郡代官（桜田勘左衛門）に宛てた回答書の写しで、村控として書留められたものである。それは以下のように、6種10点で構成されている。

1 「献上物入記」（75人分、日付不記）。この文書のみ、気仙郡以外の情報を含んでいる。それは、末尾に「右は御代官桜田勘左衛門様より被相渡、写置候事」とあるように、奥・中奥諸郡の御目見対象のうち75人について、献上品目、村名、戸主名と続柄、名前、年齢を書上げたものである。

2 「気仙郡村々御百姓家内之内八拾歳以上之者、此度御目見ニ罷出候者名前書上」（男子26人、嘉永

2年月付、吉田宇右衛門より勘左衛門様宛。「同」
(女子5人、同)。

3「気仙郡村々御百姓共八拾歳以上之者共、御目見ニ罷出候人数之内役付名前并苗字・麻上下御免之者名前書上」(3人、2月)。

4「気仙郡村々御百姓共八拾歳以上之者、此度御目見ニ罷出候人数之内献上品書上」(男子18人分)。「同」(女子5人分)。

5「気仙郡村々御百姓家内之内九拾歳以上之者、病気等ニ而此度御目見ニ罷出兼候者共名前調」(男子13人)。「同」(女子19人)。

6「気仙郡村々御百姓並諸寺院・山伏・座頭并惣御百姓家内之内八拾歳以上之者共、病気等ニ而此度御目見ニ罷出兼候者共名前調」(男子134、検算結果は136人)。「同」(女子220、同217人)。

この文書6種のうち、80歳以上者を書上げたものは3点あるが、ここには2点(2、5番)を掲載する。次の文書は、御目見のために登仙した男子26人の書上である(これとは別に、女子5人の登仙者書上がある)。

文書14「御目見ニ罷出候者書上」(仮題、嘉永2年2月、同、吉田文書)

「 気仙郡村々御百姓家内之内八拾歳以上之者此度御目見ニ罷出候者名前書上

長部村

一年八拾壹歳 御百姓 孫右衛門

今泉村

一年八拾六歳 御百姓仁兵衛親 新七

一年八拾壹歳 御百姓大吉親 清右衛門

一年八拾壹歳 御百姓龍作親 平次

高田村

一年八拾壹歳 御百姓正蔵親 幸三

一年八拾四歳 御百姓善七祖父 市五郎

勝木田村

一年八拾三歳 御百姓林右衛門兄 保右衛門

小友村

一年八拾五歳 御百姓戸羽長十郎

廣田村

一年八拾四歳 御百姓吉五郎

(以下18ヶ村17人、省略)

村方(気仙郡の村方肝入24人)は、手元の人別帳から80歳以上者を拾いだして大肝入に報告、大肝入はその報告をもとに登仙者を決めたはずである。決定は、彼ら一人ひとりの心身状態と意向、世帯構成、生計状態などを確認・考慮しておこなわれたであろう。

次の文書は、御目見に行かなかった90歳以上の女子19人を書上げたものである(これとは別に、男子13人の書上がある)。

文書15「御目見ニ罷出兼候者書上」(仮題、嘉永2年2月、同、吉田文書)

「 気仙郡村々御百姓家内之内九拾歳以上之者病気等ニ而此度御目見ニ罷出兼候者共名前調

長部村

一御百姓半平母 志ゆん 年九拾壹歳

高田村

一御百姓長吉祖母 さ留 年九拾七歳

濱田村

一御百姓留吉祖継母 とよ 年九拾貳歳

勝木田村

一御百姓猪松祖母 たま 年九拾貳歳

小友村

一御百姓平内祖母 みよ 年九拾貳歳

赤崎村

一御百姓吉之丞母 多け 年九拾貳歳

一御百姓喜惣太母 志よ 年九拾壹歳

大船渡村

一御百姓圓蔵母 まつ 年九拾四歳

一御百姓新沼平之丞母 い巳 年九拾歳

(以下17ヶ村10人、省略)

御目見に行けない理由は、「病氣等ニ而罷出兼候」とするのが無難だったのであろう。これ以外の理由は「定留」には書かれなかった³⁵⁾。彼ら32人はみな(超高齢のため自肅したのか、あるいは実際に無理だったのか)仙台には登らなかった。なお、気仙郡の最高齢者は、男子は大船渡村の伊之助親・六之助94歳、女子は高田村の長吉祖母・さ留97歳(宝暦2 [1752] 年生まれ)だった。

藤之助親	丸印長太夫	八十三
郊吉祖父	角印傳十郎	九十六
	◎佐吉	八十六
伊之助祖母	◎と免	八十式歳
合六人	内一壺人 九拾歳已上	
	一五人 八拾歳已上	
	内壺人 登	
	残四人	

[以下19ヶ村, 省略]

4-2 郡方の超高齢者—東山南方

岩山文書は、弘化4 (1847) ~嘉永5 (1852) 年まで、東山南方大肝入を勤めた同家・菅原民治が残したものである。ここでは嘉永2年御目見にかかわる文書数点を使用する³⁶⁾。

次の文書は、藩庁が作成した「別紙調五冊」「人数調五冊」の原簿(村控)だったと考えられる(下記文書16・図版4)。この文書は表題・記載方法とも奉行達し(「八拾才・九拾才以上と両通ニ調分」文書12)に従って書上げられたが、正確を期すために工夫が施されている。工夫を施した理由は、気仙郡の場合と同様、調査すべき村数と人数が多かったため(21ヶ村, 22,500人)、誤記・遺漏を防ぐ必要があったからである。

文書16「東山南方九拾歳已上・八拾歳已上男女老人調」(嘉永2年2月, 横長帳・村控原本, 岩山文書) [表紙]

「 嘉永貳年
東山南方九拾歳已上・八拾歳已上男女老人調
二月 」

[本文]

「 角印 九拾歳已上
角印角印 同罷登候印
丸印 八拾歳已上登候印

千厩村南方

勘吉祖父	◎武左衛門	八十七
圓蔵祖母	◎い巳	八十歳

赤生津村

清八祖父	丸印忠吉	八拾歳
貞治祖母	◎里き	八拾歳
丈八親	丸印丈吉	八拾歳
嘉太夫養父	◎弥左衛門	八拾歳
磯右衛門母	◎まん	八拾歳
蔵右衛門祖父	◎寅松	八拾歳
長左衛門後家	◎きん	八拾歳

合七人 内式人 登

一紙

一男女貳百四人

内一六人 九拾歳已上

内壺人 登

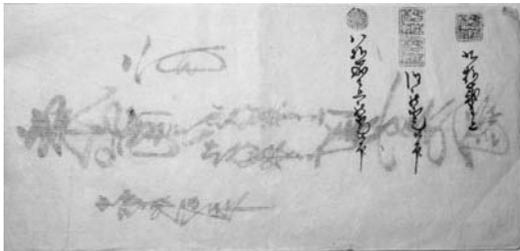
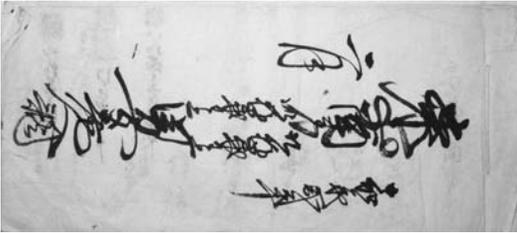
内一百九拾八人 八拾歳已上

内二拾壺人 登

内一百七拾七人 登兼候分 」

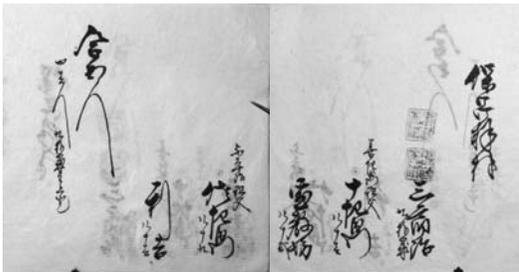
第1の工夫は、表紙裏面に押された印形とその凡例(図版4, 2枚目)と本文への適用(つまり押印)である。すなわち登仙者は、90歳以上者は角印二つ(不登者は角印一つ)が押され、80歳以上者は丸印一つが押されて区別された。

第2の工夫は、90歳未満の不登者には一律に、名前上部に丸いしるし(◎)を付けたことである(図版4, 3枚目)。但しモノクロのため、この図版では確認が困難)。これは朱色の目印で、御目見に行かなかった者に押された。



図版4 「東山南方」九拾歳以上・八拾歳以上男女老人調（嘉永2年2月）

（表紙裏の角印一つは90歳以上者、二つは90歳以上の登仙者、丸印は80歳以上の登仙者を示す。岩山文書）



図版4のつづき

三郎治は90歳かつ登仙者で角印二つが押され、他の4人は不登者で小丸印がつけられた（文書16を参照）。

上掲文書16では例えば、丸印が押された80代の3人（千厩村南方の長太夫83、赤生津村の忠吉80と丈吉80歳）は登仙したが、千厩の傳十郎96歳は南方の最高齢者だったが、登仙しなかったのである（そのため角印一つが押されている）。

東山南方には角印を二つ押された者（90歳以上で「罷登候者」）は、「一紙」（集計結果）に「内一六人 九拾歳已上、内壱人 登」とあるように6人いたが、そのうち1人だけが登仙した。それは図版4の3枚目にあるように、保呂羽村の三郎治（90歳、宝暦9〔1759〕年生まれ）で、彼は東山南方の90歳

以上者6人（検算をすると7人）の一人だった³⁷⁾。

次の文書17は、東山南方21ヶ村の村高・人数・雑税などを1村毎に書上げ、その末尾に集計値を記したものである。われわれはこの文書から、嘉永2年の南方と北方の基礎人口を知ることができる。

文書17「嘉永貳年御改人頭人数男女高」（嘉永2年、横長帳・村控原本、岩山文書）

〔表紙〕

「 嘉永貳年御改人頭人数男女高

惣高・諸役高・小役高・役米高入・奉公人前」

〔本文〕

「 千厩村

高百六拾貳貫五百五拾貳文

一人頭三百六拾三人

人数千八百七拾八人

男九百七拾貳人

女九百六人

諸役 高百拾壹貫百五拾文

小役 高百四拾七貫三百拾文

臨時 高百五拾六貫四百五拾文

奉公人前 高三貫三百五十文

〔以下20ヶ村、省略〕

一紙〔南方〕

高千九百貳貫貳文

一人頭四千七拾貳人

人数貳万貳千五百七人

男壹万五千五百八拾貳人

女壹万九百貳拾五人

諸役 高千四百九拾四貫四百四拾三文

小役 高五百八拾六貫貳百九拾貳文

臨時 高千七百貳拾貳貫八百六文

奉公人前 高百八貫八百貳拾貳文

北方〔一紙〕

高〔不記〕

一人頭三千百八拾九人
 人数壹万六千五百五拾八人
 男八千四百七拾六人
 女八千八拾貳人
 諸役 高千百四拾九貫五百九拾七文
 小役 高貳百八拾九貫三百八拾四文
 臨時 高千七百拾貳貫八百六文
 奉公人前 高百八貫八百貳拾貳文

南北一紙

高〔不記〕
 一人頭七千貳百六拾壹人
 人数三万九千六拾五人
 男貳万五拾八人
 女壹万九千七人

この書上は藩庁が、村方から租税・労役を徴発するために作成させたものであろう（この種の文書は、大肝入が必要に応じて書上げたものである）。筆者はここで、末尾「一紙」に記された南方人口22,507人（男子11,582、女子10,925）を活用する（表5）。

4-3 嘉永2年調べの結果

気仙郡（24ヶ村）の嘉永2年の80歳以上者は、吉田文書（文書14、15他）によれば416人（男子175、

女子241、性比73）で、男子が相当少ない。また90歳以上者は32人（男子13、女子19、性比68.4）である（表4）。なお、80歳以上の男子が女子より少ない理由は、今のところよくわからない。海難事故（漁民）や出稼ぎ中（気仙大工）の死亡・行方不明などで、長寿に達する男子が少なかったのかもしれない。

嘉永2年の気仙郡人口は不明であるが、大船渡市教育委員会〔1959:15〕は嘉永4年の人口を35,678としている（但し、男女別人数と数字の出典は記されていない）。この数字を使用して推計した嘉永2年人口34,772を基礎人口とすれば、80歳以上者の比率は11.96%、同様に90歳以上者の比率は0.92%となる（推計の方法は、表5の脚注1に記している）。

なお気仙郡の登仙者比率は、男子は14.9%（26/175）だったが、女子は2.1%（5/241）に過ぎなかった。

東山南方（21ヶ村）の80歳以上者は、岩山文書（文書16）によれば205人（男子108、女子97、性比111.3）、90歳以上者は7人（男子4、女子3）である。

嘉永2年の南方人口は（上掲、文書17によれば）、22,507人（男子11,582、女子10,925）である。そこで、南方人口に占める80歳以上者の比率は9.11%（男子9.32、女子8.88）、人口10万人比910.83人（男子932.48、

表4 嘉永2年の80歳以上者（気仙郡、東山北方・南方）

（単位：人）

郡名	男子			女子			男女計
	80歳以上	90歳以上		80歳以上	90歳以上		
気仙郡	175	162	13	241	222	19	416
東山北方	74	72	2	75	70	5	149
東山南方	108	104	4	97	94	3	205
合計	357	338	19	413	386	27	770

注1) 東山北方・南方は、東磐井郡45ヶ村のうち16ヶ村・21ヶ村を領域とした行政区。

2) 史料は南方の90歳以上者を6人と記している（しかし、書上を集計すると男女計7人となる）。

3) 東山北方のみ安政4年の数値。

4) 列「90歳以上」は列「80歳以上」の内数。

史料：「定留・九拾七番」（吉田文書）、「東山南方九拾歳已上・八拾歳已上男女老人調」（岩山文書）、「東山北方村々八十歳已上男女調」（烏畑文書）

女子887.87), 90歳以上者の比率は0.31%。(男子0.35, 女子0.27)となる。

また南方の登仙者比率は, 男子は18.5% (20/108) だったが, 女子はやはり2.1% (2/97) だった。気仙郡と東山南方のこの数値から, 両郡の老婆たちが御目見を遠慮した(あるいはさせられた)ということは明らかである。

4-4 嘉永2年の人口構造—東磐井郡南方5ヶ村

超高齢者の存在(人口構造上の様相)は, 数字や数値(実数や基礎人口比)で理解すると同時に, 人口ピラミッドで視覚化するとわかりやすい³⁸⁾。

しかし, 嘉永2年の藩・郡レヴェルの人口ピラミッドは, 人別帳は全冊(970ヶ村分)が保存された

わけではないので, (他の年次と同様)描くことはできない。しかし, 東山南方(5ヶ村分)については人別帳が保存されたので, われわれは人口の性別・年齢別構成を明らかにできる。

結果は図2の通りである。これは嘉永2(1849)年2月1日現在の人口ピラミッドであるが, 総人口は3,079人(男子1,579, 女子1,500)だから, 人口サイズは「過小」というわけではない。この人口構造図は, 天明飢饉とりわけ天保飢饉の傷跡(12~16歳層の人口損失)を除けば大概, ピラミッドに近いかたちをしている(その理由は百姓たちが, 大量死の穴埋めに, 長年の出生抑制を解除したからである。その結果, 天保12(1841)年以降に「ベビーブーム」が起きた)。

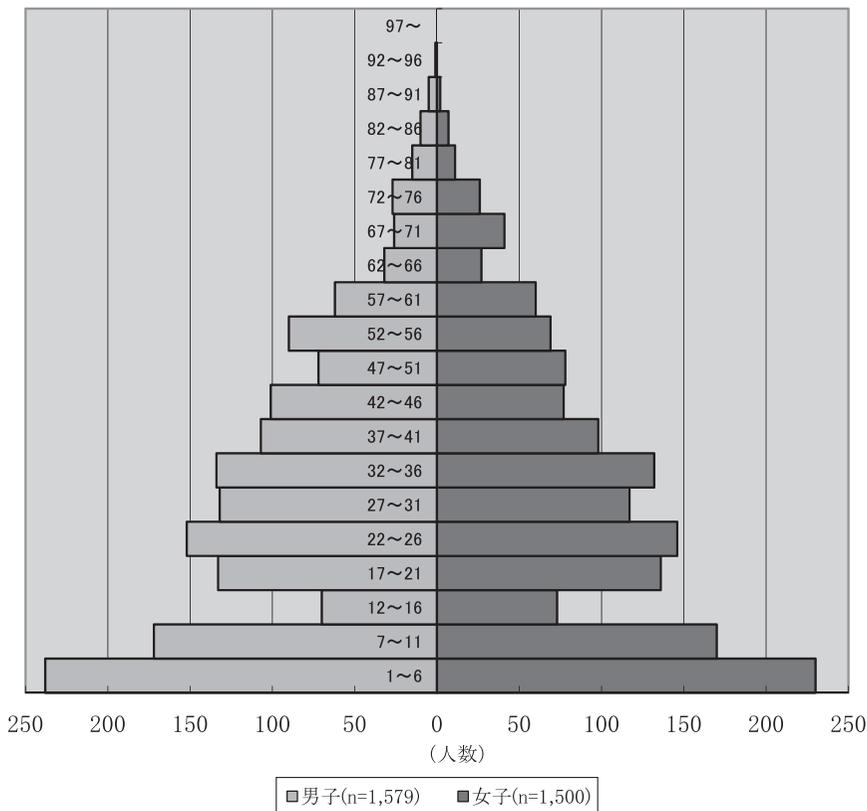


図2 東山南方5ヶ村の人口ピラミッド(嘉永2[1849]年)

- 1) 東山南方については, 表5の脚注3), 5)を参照してほしい。
- 2) 5ヶ村は大籠, 保呂羽, 増沢, 新沼村, 黄海村北方。

超高齢者は、図2の年齢刻みに従って(数え年)82歳以上者とすれば、わずか25人(男子16, 女子9)である³⁹⁾。

なお、上記と同様に高齢者比率を計算すると、結果は次の通りである。東山南方5ヶ村の人口は3,079人(男子1579, 女子1500)、80歳以上者は36人(男子23, 女子13, 性比176.9)であるから、80歳以上者の比率は11.69%。(男子14.57, 女子8.67)、人口10万人比1169.21人である。

この数値は南方21ヶ村の80歳以上者比率9.11%(人口10万人比人数910.83)よりも若干たかい。観察対象を(国→郡→村々へと)しぼるに従って、超高齢者の比率が(相対的に)高くなる理由は、地域差あるいは特定年次の偶然性が原因の一つと考えられるが、今のところよくわからない(表5)。

第5章 武家の高齢者調べ

宝暦12(1762)年正月の奉行(国家老)達しは、領内の超高齢者調べは分担しておこなうとした(文書1)。すなわち分担者は、諸士・諸家中調べは「頭々」、町方調べは町奉行、寺社・百姓調べは郡奉行と定め、結果は彼らより奉行に提出させることにした(侍はその際、直臣と陪臣とに区別された)。

また老寿祝について同年9月の達しは、「一御一門衆様御家中百歳以上之者有之候ハ、老寿祝之義ハ主人の方ニ而相褒ニ可申付候事」とし、ここでも直臣と陪臣とを区別した(文書2)。これは、百寿者の褒賞費は翌(宝暦13)年からは、「主人方」つまり地方知行主(御一門衆)が自ら負担するように、との指示である。

陪臣の老寿祝は主人方でおこなうという方針は、嘉永2年の達しに「陪臣迄承届訳ニハ無之候」と記しているように(文書4)、一貫して堅持されたであろう。そこで、以下に述べる中島氏のように、重臣・有力家臣たちは独自に御目見をおこなったのである。

5-1 弘化3年の高齢者

伊達一族衆・中島氏(知行2,000石)は、弘化3(1846)年3月、拝領地(伊具郡金山郷)の家中(侍、足軽)・百姓のうち70歳以上者を調べて、老寿祝をした。次の文書18は、その際の式次第と対象者とを書上げたものである(但し、末尾の一丁は破損・紛失している)⁴⁰⁾。

それによれば、70歳以上の高齢者は2月1日現在、51人以上(男子35, 女子16人以上)が書上げられた⁴¹⁾。

文書18「金山之内本郷・伊手・大内三ヶ村尔而七拾歳以上之者御目見被 仰付御留」(弘化3 [1846] 年3月, 豎帳・原本, 島崎文書)

〔表紙〕

「 弘化三年丙午ノ年

金山之内本郷・伊手・大内

三ヶ村尔而七拾歳以上之者

御目見被 仰付御留

三月十七日 御家老方 〕

〔本文・一部を掲載〕

「 一表

御座之間

御出座

御先立

大河内軍記

御刀

御刀掛懸之

斎藤八十治

一西之方御障子際江御家老一統相詰, 少

間有而御小姓掛り相詰

一呼出

御目付 佐藤里右衛門

御小姓掛り側ニ付

嶋田 萬

此所江被 召出

七拾壹歳

今村利右衛門

七拾歳

斎藤彦太郎

七拾九歳

菅野長右衛門

七拾九歳

右御闕之内忝畳之内江被 召出		引地良右衛門母
御酒被下之, 御肴		七拾五歳
御手自被下之佑		渡辺玄二太郎母
御意返盃		七拾壹歳
一御銚子	嶋崎栄三郎	右御闕之内忝畳之内江被 召出
一御肴	沼崎岱助	御酒頂戴, 御肴
一御下かはらけ上之	島津惣助	御手自被下之
一か已らけ出し	沼崎順治	
披露 勇 太右衛門		披露 前ニ同シ
御家中之内八拾歳以上之者		御組付以下八十歳以上之者
煩	大橋惣兵衛	〔以下39人, 省略〕
	八十七歳	
	加藤傳七	ここに書上げられた最高齢者は, 家中では大橋惣兵衛87歳 (「煩」), 凡下扶持人では御木挽・直右衛門祖母90歳である。
	八十壹歳	
	濱口惣兵衛	中島氏の御目見 (養老の礼) は, 伊達氏の嘉永2年御目見と比べると, ごく簡素なものであった。しかしそれは, 規模や豪華さが問われたのではなく, 長寿者に対して中島氏自らが孝行・孝治をはっきりと示すことだったから, その目的は十分はたされたのである。
	八十歳	
同七十歳以上之者	菊地甚太郎	ところで中島氏は慶應2 (1866) 年, その目的はわからないが, 家中人数を身分別に書上げている (「慶應二年人高一紙」)。そこで筆者はこれを整理して基礎人口とし, 超高齢者 (80歳以上者) の比率計算に使用した (計算にあたっての前提は, 同氏の家中人数は弘化3年から20年後の慶應2年も, ほぼ同様だったであろうということである) ⁴²⁾ 。
	七十九歳	
	大河内万吉	
	七十五歳	
	菊地儀七	
	七十三歳	
右御闕之内忝畳之内江被 召出		
御酒頂戴, 御肴		
御手自被下之		
披露 大河内軍記		
同八拾歳以上之女	浅田鹿右衛門母	5-2 弘化3年調べの結果
	八拾壹歳	文書に書上げられた高齢者51人以上のうち, 80歳以上の家中7人 (男子3, 女子4) については, 超高齢者比率を計算できる (70歳以上者の比率は, 女子人数が不明のため計算できない)。計算結果は次の通りである。
	原式部母	
	八拾歳	
同七十歳以上之女	斎藤周蔵母	慶応2年の家中人数は1,675人 (男子872, 女子803) または1,947人 (男子1,018, 女子929) であった ⁴³⁾ 。そこで, この人数は20年後も同様だったと
	七拾八歳	
	河口半七母	
	七拾六歳	

仮定すると、中島氏の弘化3年の80歳以上者比率は、家中人数を1,675とすれば4.18% (男子3.44, 女子4.98), 人口10万人比417.91人である ($7/1,675 \times 1000 = 4.18$)。また、家中人数を1,947とすれば3.60% (男子2.95, 女子4.31), 人口10万人比359.53人となり、比率と人数は前者よりも若干さがる ($7/1,947 \times 1000 = 3.60$)。

ところで、武家家中の80歳以上者比率は庶民の比率よりも高かったのだろうか、低かったのだろうか。例えば中島氏家中の80歳以上者比率 (4.18, 3.60%) は、嘉永2年の領内郡方人口 (百姓総数) に占める80歳以上者比率 (5.37%) よりも低く、もっとも高い東山南方の比率 (約11.69%) の1/3程度でしかない。

安澤 [2009:178] は、伊達藤五郎 (伊達の一門衆、亘理伊達22,640石) の家来700人の年齢別人数を整理・紹介している (彼らは明治3年、主人と北海道へ開拓移住した侍たちである)。それによると、81歳以上の超高齢者はわずか2人 (男子2, 女子0) で、基礎人口に占める比率は2.86%である (凡下扶持人を除く数値)。

真実は数例ではわからないが、侍・足軽層はながく窮乏下にあったから、超高齢者の数は百姓層 (庶民) よりも少なかったと結論できるかもしれない。

結 論

筆者はこの論文でつぎの3課題を明らかにしようと試みた。第1は仙台藩の超高齢者・長寿者の数を明らかにすること、第2はそれが基礎人口 (奥州分の百姓人口) に占める比率を計算すること、第3はその計算結果を近代～現代日本の数値と対比して、超高齢者の「重み」を評価することであった (これらの課題については、原資料とデータの制約を克服するため、いつかの仮定をおき関連史料をも活用して、できるだけ合理的に処理をしている)。また、この主課題に付随する課題として、藩は官僚組織をどう活用して長寿者を把握したのか、そして領主は

彼らをどう処遇したのかを明らかにしようとした。

第1, 第2の課題にたいする結論は、仮定をいくつか設けて計算すると、以下の通りである。

宝暦12 (1762) 年の90歳以上者は284人であるが、筆者はその90% (256人) が百姓だったと仮定した。その結果、彼らが基礎人口 (実測値: 513,625人) に占める比率は0.5% (1,000人当たり0.5人) 程度と推定した (宝暦12年調べは90歳以上者のみを対象としたので、80歳以上者の比率は計算できない)。

一方、嘉永2 (1849) 年の80歳以上者は2,723人で、その91% (2,481人) は百姓だった。80歳以上の百姓2,481人のうち90歳以上者は134人であるから、90歳以上者が基礎人口 (推計値: 461,808人) に占める比率は0.3% (1,000人当たり0.3人)、80歳以上者の比率は5.4% (1,000人当たり5人余り) と推定した (表5)。

武家家中 (侍と足軽層) の80歳以上者比率は、筆者の事例では4.2%程度で、百姓より1% (1,000人当たり1人) 程度低かった。

第3の課題について筆者は、まずに近・現代の日本人口に占める超高齢者比率を、次に地域人口に占める超高齢者比率を計算し、それらの数値と江戸時代の数値とを対比した⁴⁴⁾。

結論を先に述べればこうである、筆者の計算結果 (数値) は江戸時代 (1762年と1849年) の1例 (仙台藩のもの) であるが、それは近・現代の地域 (宮城+岩手) 人口だけでなく、全国 (日本) 人口ともよく整合する (換言すれば、江戸期の全国人口と対比すれば格段に高精度の、近・現代の全国データに無理なく接合しうる) ということである。

すなわち「80歳以上者の数は (男女込みで) 1,000人当たり10人未満」 (1%以下) という事実は、嘉永2年の仙台領人口だけでなく、大正9 (1920) ~昭和40 (1965) 年の地域人口 (図3-1), そして明治21 (1888) ~昭和40 (1965) 年の日本人口 (図1-1) でも、同様に確認されるのである。

表5 嘉永2年の80歳以上者比率（仙台藩、気仙郡、東山北方・南方）
— 総括表 —

（単位：人、1000人比人数＝%）

調査対象（村数）	基礎人口			80歳以上の百姓				90歳以上の百姓（内数）				80歳以上者総数（i）	史料
	（領内 / 郡方）	男子	女子	男子（a）	女子（b）	男女計（c）	性比（d）	男子（e）	女子（f）	男女計（g）	性比（h）		
領内一円（970）	461,808	（不明）	（不明）	1,240	1,241	2,481	100	60	74	134	81	2,723	中目文書
1000人比人数				—	—	5.37		—	—	0.29			
10万人比人数				—	—	537.24		—	—	29.02			
領内一円（970）	461,808	（不明）	（不明）	1,240	1,246	2,486	100	（不記）	（不記）	（不記）	—	2,717	飯川文書
1000人比人数				—	—	5.38		—	—	—			
10万人比人数				—	—	538.32		—	—	—			
気仙郡（24）	34,772	（不明）	（不明）	175	241	416	73	13	19	32	68	（不明）	吉田文書
1000人比人数				—	—	11.96		—	—	0.92			
10万人比人数				—	—	1196.36		—	—	92.03			
東山北方（16）*	18,018	9,223	8,795	74	75	149	99	2	5	7	40	（不明）	鳥畑文書
1000人比人数				8.02	8.53	8.27		0.22	0.57	0.39			
10万人比人数				802.34	852.76	826.95		21.68	56.85	38.85			
東山南方（21）	22,507	11,582	10,925	108	97	205	111	4	3	7	133	（不明）	岩山文書
1000人比人数				9.32	8.88	9.11		0.35	0.27	0.31			
10万人比人数				932.48	887.87	910.83		34.54	27.46	31.10			
東山南方（5）	3,079	1,579	1,500	23	13	36	177	2	1	3	200	（不明）	首藤文書 その他
1000人比人数				14.57	8.67	11.69		1.27	0.67	0.97			
10万人比人数				1456.62	866.67	1169.21		126.66	66.67	97.43			

注1）基礎人口は領内一円は推計値。気仙郡は推計値。東山北方*は（安政4〔1857〕年の）推計値。両者の推計方法は、前者は嘉永4年の実測値35,678人、後者は嘉永2年の実測値16,558人〔男子8,476、女子8,082〕を使用、高木・新屋（2008：31）の「付表」から増加率を計算し両数値に適用、当該年の人口を求めた（東山北方は嘉永2年の実測値が判明しているが（文書17）、敢えて安政4年の推計人口に置き換えた。理由は、安政4年文書（鳥畑文書：同年4月「東山北方村々八拾歳已上男女調」）が、80・90歳以上者を記している）。これに対して、東山南方は実測値（文書17）。

2）90歳以上の百姓数は、80歳以上の百姓数の内数、80歳以上者総数は全身分者（侍、足輕を含む）の合計値。

3）東山南方（5ヶ村）は、行政上は同南方（21ヶ村）に含まれるが、人別帳データを活用できるので別途に集計・掲載した。

4）中目文書は領内一円の80歳以上者総数を2,718人と記している。しかし、文書に記された身分別人数を集計すると2,723人となる。故にこの数値を採用。

5）「東山」は東磐井郡48ヶ村（内11ヶ村は一関藩領）の通称。北方と南方に区分され大肝入2名が各々を支配した。

史料は表2～4の脚注に明記。

また、「90歳以上者の数は（男女込みで）1,000人当たり1人未満」（0.1%以下）という事実は、宝暦12年と嘉永2年の仙台領人口だけでなく、大正9（1920）～昭和50（1975）年の地域人口（図3-2）、そして明治21（1888）～昭和45（1970）年の日本人人口（図1-2）でも等しく確認されるのである。

宝暦12年の仙台領郡方人口に占める80歳以上者比率は、記載を欠くため計算できないが、10%（1,000人当たり10人）を超えたとは考えられない。また明治21～大正7年の地域人口に占める同比率もまた10%以下だったであろう。それゆえ長寿者の数は長期間、80歳以上者であれ90歳以上者であれ、ごく少数だったと推定されるのである⁴⁵⁾。

われわれは現在、容易ならざる事態に直面しているということは明らかであろう。

付随的な課題二つに対する結論はつぎの通りである。まず、長寿者調べにあたって官僚組織はどう活用されたのであろうか。

情報量が多い嘉永2年調べについて記せば、それは以下の3点に要約できる。すなわち国家老は地方行政（職制）を十二分に活用して「達し」を徹底させ役人はこれに適切に対応したこと、村方・町方のすべてが当年の人別帳を備えており長寿者把握は确实だったこと、担当者は村方が提出した長寿者書上を簿冊（「人数調五冊」）に編纂して人数把握を確実に

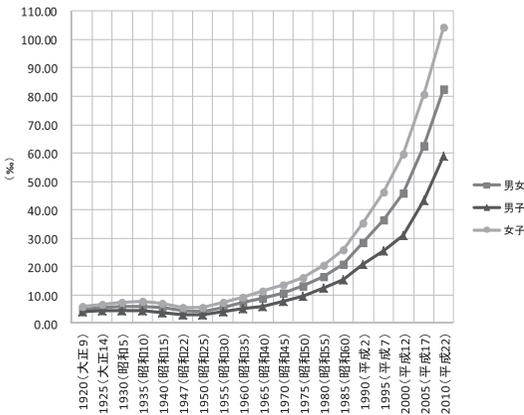


図3-1 80歳以上者が地域人口に占める比率
(宮城+岩手：1920-2010年)

- 1) グラフ表題の年齢(80歳)は数え年である。計算対象は両県に現住・常住していた人々。地域人口は宮城県人口と岩手県人口の合計。
- 2) 1920~35年の女子比率は微増している。これは現住にもとづく人口調査がもたらした歪みか、高齢女子の増加によるかは不明。一方、1935~47年にかけての男女比率の減少は戦時体制下の生活困窮によるかもしれない。
- 3) データ出所：「国勢調査報告」(宮城、岩手)各年次。

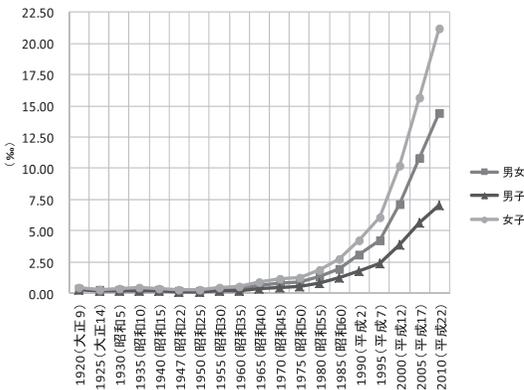


図3-2 90歳以上者が地域人口に占める比率
(宮城+岩手：1920-2010年)

- 1) グラフ表題の年齢(90歳)は数え年である(満年齢では89歳)。
- 2) その他は、図3-1の脚注と同様。

したこと、以上3点である。

こうして藩庁は長寿者調べを短期間(約40日)で完了させ、儀礼の準備を整えることができたのである。

つぎに、近世国家の長寿者処遇はどのようなものだったのか。処遇の質と量とは、殿様の意向と納戸財政を考慮して決められたが、恩恵に与る人々をごく少数にしぼることによって、丁重なものとなった。丁重な処遇の典型は、養老の礼(御目見)と百寿者への扶持米(終身)支給であった⁴⁶⁾。

また郡村巡視の際に、長寿者に御目見をさせて金品を与える藩主(最後の殿様・伊達慶邦)もいた。江戸時代において養老の礼や百寿祝いは、領主の意向一つで決まったとも言える。

筆者がえた結論はこう要約できる。超高齢者が日本人口に占める比率は現在、歴史的にみて異常にたかく(2010年現在、[数え年]80歳以上者比率は72%、90歳以上者比率は13%、100歳以上者比率は0.6%)、今後も増加が見込まれる。

これに対して、江戸中期(1760年頃)~現代(1980年頃)までの約220年間、地域差や飢饉・流行病・戦争による一時的攪乱はあったであろうが、長寿者比率は一貫して低く保たれたと推定できる。それゆえ世間は、長寿者たちが現役世代に求める負担・義務は極めて小さかったので、彼らの長命をすなおに祝うことができたのである。しかし、この30年で事態は一変したのである。

注

- 24) 百歳以上者5人の内訳は、侍1人(登米の伊達式部家中[陪臣])、百姓4人である(文書3・図版2)。

志田郡中澤村・善五郎父善七について宮城懸史編纂委員会[1954:141](「風土記」)はこう記している。「右之者百歳以上迄長壽仕候ニ付、宝暦十三年八月十八日於御城下御用所御出入[司]・青木内蔵之助様被仰渡、為養老御扶持方老人分被下置候。……明和五年五月百八歳ニ而病死仕候事」。

善七の現代の子孫・佐々木氏(14代)は「風土記」に拠って二代・善七を墓誌で顕彰している(なお、同家の初代・八右衛門は墓誌によると、寛永17(1640)年の生まれ。出羽国左澤[現山形

県西村山郡大江町左沢]から移住、伊達綱村の治世の時代に当地〔現宮城県大崎市古川中沢〕に落ち着く。野谷地を拝領して新田を開発、鳴瀬川水系より取水して農を以て業とし、「中沢の石丈男」とも呼ばれた。生前は参禅に精励、近隣に名を残したとある。佐々木氏のこの墓誌については、大崎市中沢・今野啓司氏のご助力をえた。

上伊澤西根村・鉄右衛門父十右衛門について宮城懸史編纂委員会〔1970:633-4〕(「風土記」)は、他3件とはほぼ同様の書上のほか、奉行(鮎貝志摩)の役人(出入司〔青木〕や町奉行〔間籠〕他)宛て達し(書付)をも収録している。

上伊澤西根村

御百姓鉄右衛門父十右衛門

一御扶持方壱人分也

右之者帳面ニ付置、當年分より格之通相渡候様可被申渡候、右之者百歳有餘年長寿候ニ付、為養老之其身一生右之通御扶持方被下置旨被仰出候間、如此候以上

志磨

八月廿五日

青木内蔵助之殿

沼邊左五郎殿

沼邊左太郎殿

間籠作太夫殿

清野國左衛門殿

清野左左衛門殿

この書付は、百寿者に対する扶持(養老米)の支給は、奉行(家老)が役人に対して(該当者一人ひとりについて)直々に達したことを示している。

気仙郡砂子田村・与次右衛門養父与左衛門については、東山南方(東磐井郡)砂子田村(現岩手県一関市藤沢町砂子田)の与左衛門の間違いであるが、宮城懸史編纂委員会〔1959:402〕(「風土記」)はこう記している。「右与左衛門儀、長寿仕候ニ付為養老之其身一生御扶持被下置旨、宝暦十二年八月廿五日於御楽屋御用所ニ〔而〕御出入司様被仰渡候。……明和六年七月廿二日百七歳ニ而病死仕候」。

- 25) 文面によれば勘右衛門の祖母は113歳の年、つまり明和1(1764)年の藩主出馬(奥筋巡視)の

際に、殿様(重村)と重臣(伊達式部)・家老(松前主水)から褒賞品を受領、同6年に119歳で死亡したと記している。

いずれにしても彼女は明和6(1769)年当時、領内で最高齢だったと同時に、最長寿命者(満118歳)だった可能性がある(なお式部は、家禄20,000石の伊達「一門衆」であるが、宝暦12年御目見の際に家臣〔佐藤久兵衛102歳〕が老寿祝を受けた縁もあって(図版2)、家老とともに巡視に付き添ったのであろう)。

この女性以外の百寿者として、例えば西磐井郡下油田村の与五右衛門(かいろ沢屋敷)を挙げることができる。人別帳と過去帳を照合するとこう整理できる。

与五右衛門は元文2(1737)年の人別帳によると、夫婦二人(86, 85歳)だけの貧民(持高71文)だった(後に弟夫婦をむかえる)。彼は宝暦5年(104歳)まで戸主、その後2~3年間、他家(殿畑屋敷の久助)に引きとられて厄介(添人)となり、宝暦8(1758)年に107歳で死亡した。檀那寺(大祥寺)の過去帳はその死を、「妙真天齡信士同霜月五日・下油田村 善吉 百七歳」と簡潔に記している。

江戸時代の過去帳は一般に死亡年齢は書かない。しかし年齢をあえて追記し、法名に「天齡」ということばを使った点を考慮すると、僧侶は彼を丁重に弔ったのである。

なお施主は、与五右衛門の引取り人(久助)ではなく、過去帳に記された善吉であった。善吉は人別帳によれば、田畑屋敷・新右衛門の娘婿(20歳)である。彼は与五右衛門の縁者(あるいは曾孫)だったのではないか。

与五右衛門の事例は、勘右衛門祖母(つまり、110歳以上者)の存在を疑問視するよりも、それを支持する一素材となるように思われる。

- 26) 達しが遵守されたことを裏付ける文書として、われわれは嘉永2年御目見以後の記録を挙げることができる。

例えば石越町史編纂委員会〔1975:695〕が収録した「石越村史」は、「嘉永三年五月、北郷の場勘右衛門祖母・よね齢百歳、九日仙台ニ召サレ五軒茶屋ニテ國主慶邦に拝謁シ、米二石・小袖1枚賜

ハリ帰ル、後チ奥筋出馬ノ時石森〔ニテ〕拜謁シ絹一卷・鶴一羽賜ハリ、爾後春秋二度養老金ヲ賜ハル、安政三年十一月卒ス年百六ナリ」と記している。

この祖母・よねが9日に拝領した祝儀は、桃生町史編纂委員会〔1988:448-9〕の収録文書によれば、実際には多種多様だった(「当百歳ニ罷成候ニ附御拝領物取調」嘉永3年月付)。祝儀は藩主・その母・祖母だけでなく、地方知行主(準一家・葦名氏1,500石)とその家老、出入司(伊庭)、郡奉行(桜田)ほか3名、代官と郡横目、町検断(米川)ほか1名、御郡宿(名取屋)、その他をふくむ19名がだしている。

彼らが御目見を城外(町場の茶屋)で行なった理由は、前年の御目見担当者(役人)を慰労する祝宴とも位置づけたからかもしれない。

「楽山公略譜」は、弘化4〔1847〕年3月22日の項に「宮城郡芋澤村平吉〔母〕多利、百歳養老俸を賜ふ」、安政2〔1855〕年2月朔日の項に「桃生郡廣淵村直蔵添女登利、栗原郡石越村勘右衛門伯母与弥、各寿百歳塩鶴を賜ふ」と記している。

阿部文書のなかにも、長寿者調べにかかわる文書がある。それは一関知行所流大肝入(佐藤弥四郎)が楊生村肝入(阿部宗一郎)に宛てた御用状(正月4日付)である。用件は、「九十年以上長寿之者、孝行・貞心・農業出精御収納物年々抽而早皆済之者」を書上げよとの達しである。この文書は年次を記していないが、嘉永～安政期(1848-59年)のものである。

こうした文書をみるかぎり、慶邦(13代)その人が長寿調べ(百寿祝い)を復活させた可能性がたかい。

27) 「享保式拾老年胆澤郡上衣川村南股人数御改帳」(翻刻)衣川村〔1988〕。

28) 養老俸は、藩の御蔵から米で支給されたが、当人が死亡すれば返上させた。次の文書は、担当役人が「召上」措置をとらず13年をも経過したが、これから支給の停止手続き(吟味)をおこなうと述べている(これは、昨今の「年金不正受給」の江戸時代版と言えなくもない)。

牡鹿郡石巻〔村〕中町百姓高橋屋庄兵衛借屋源治郎祖母・ふか事百歳長寿二付、為養老之其身

一生御扶持方一人分被下置候処、文化七年中死亡致し、其節召上御書付落之義ニ付、吟味取都方被仰問候、以上

文政七年五月十一日

宮城縣牡鹿郡役所〔1923:265-6〕は、本文書の出典を「地附留」と記している。この「地附留」は前後の記述から、牡鹿郡大肝入(阿部與平治)の手元控えだったと思われる。

29) 90歳以上者の数は、宝暦12年調べでは284人、嘉永2年調べでは145人であるから、後者は前者の1/2程度でしかない。超高齢者が半減した理由の一つは、嘉永2年は天保飢饉・人口急減からの回復期にあたるが、この時期は高齢層が「淘汰」されて人数が半減していたからであろう。

飢饉は一般に、侍・足軽・町人よりも百姓に強力なダメージを与えたことは、仙台藩の身分別人口の推移でわかる。しかし、宝暦12年以前に人口に大ダメージを与えるような飢饉は、高木・新屋〔2008:12〕によればなかった。

そこで筆者は今のところ、宝暦12年の90歳以上者284人に占める百姓数は約250人、郡方人口に占める比率は0.5% (人口10万人比50人)程度と推定している。

30) 小姓頭は「御年寄」支配で、配下に5職(奥御小姓、表御小姓、奥御右筆、表御右筆そして御進物方御役人)があった。今回の案件は「御進物方」に関わるものだったであろう。

31) 文書3点は「此度被仰付、御分領中八拾歳以上之老人御書上申候由、大凡調国元より来候分写」(嘉永2年年2月5日付)、「士凡八十以上之者男女一紙」(日付不記、文書7・図版3)(以上、中目文書)、「嘉永二年巳酉三月四日士凡八十歳以上ノ者御目見被仰付候ニ付御手段書」(飯川文書)である。

32) 中目文書は80歳以上者を2,718人と記している(文書7・図版3の3行目)。しかし身分別人数を集計すると、筆者はこれとは異なる二組の数値(2,723, 2,748人)をえた(表2)。そこでこの論文はつぎの理由を考慮し、2,723人を採用し考察をすすめる。

異なる数値3組がでた主な理由は、一つは修験の数え方(表2の最終列・検算結果)、もう一つ

は役人の過誤による。

前者については以下の通りである。村方に居住する修験・山伏は、村方の寺（僧）が「百姓並寺院」と呼ばれたように、百姓身分とされ大肝入・肝入の支配下にあった。しかし山伏は、位階をあげて小先達になると「組抜け並」と称し、百姓身分を離脱して凡下扶持人に編入され、従来どおり村に居住していても、村方の人別帳から除外された（小野寺健氏のご教示による）。それ故、数字上の混乱は主としてこの制度に起因すると考えてよからう。

但し藩庁は例外がでた場合は、触頭・良覚院の情報を勘案しつつ個別に対応した。例えば、人別改法令に見られる以下の2項（十七、十八）は、藩庁の対応は個別事情によって逆にもなった、ということを示している（一部改変し引用）。宮城懸史編纂委員会 [1962:114]「四冊留（二十人別方之部）」『宮城懸史』（31 史料集Ⅱ）。

十七 小先山伏指引相立社地住居之事

一牡鹿郡住居普明院、小先ニ相成士分ニ付、指引人相立社地之内へ住居仕度由願申出候ニ付、指引人方人数帳借屋相付、人別改致候様相済候事」（年次不記）

十八 小先山伏人別組合ハ百姓へ相入可申由之事

一代々小先山伏本山派国分朴沢村大性院、志田大柿村当山派龍王院、同村羽黒派大泉院右三人之由、良覚院より申来士格ニ候得共、寺も同然之事ニ候間百姓五人組へ相入、人別改可致由明和二年十二月被仰渡候事

後者については以下の通りである。ごく単純な書上から、異なる数字三つが導かれるのは珍しい。その理由は（修験のカウント法だけでなく）、この文書は役人同士が交わした（検算などを省く）速報書であり、かつ数字は調べの進展によって次第に洗練されていったからであろう。

- 33) 飯川文書の筆者（飯川^{りょうかく}寥廓）が、80歳以上の修験、社家、寺院などの身分別人数を書上げなかった理由はよくわからない。しかし、彼らは「凡下御扶持人分」（士分以外の家臣）に含まれた可能性がある。

なお寥廓（1837-1902、本名・勤）は、菊田 [1933:

52] によれば以下の通りである。

儒医。字は久中玄要と称し、寥廓と号す。仙台藩の医員にして慶邦公夫人の侍医に挙げらる。明治維新後海軍省に出仕し、明治四年退休後医を業とす。弘く文事に通じ故事典故に精しく、古文書を蔵すること仙台に冠たり。

明治三十五年五月三十日没す、享年六十五。

飯川は藩主夫人（備子）の「侍医」だったから、嘉永2年御目見の一部始終を見聞できる立場にあったであろう。それは、この文書の表題「嘉永二年巳酉年三月四日士凡八十歳以上ノ者御目見被仰付候ニ付御手段書」中の「御手段書」ということばでわかる。

- 34) 両者のあいだに差がない理由は、分母に対する分子の数値が極めて小さいからである〔奥州分百姓人口46万人：80歳以上者数2,700人〕。しかし80歳以上の百姓数は、表2と表3を対比すればわかるように、男女ともほぼ一致している。故に、僅差の理由は前者だけでは必ずしもない。
- 35) しかし村方は、80歳以上者一人ひとりについて、御目見に行けない理由を申告する義務を負っていたようである。例えば東山南方・大籠村の肝入勇三郎は、大肝入宛て文書につきのような理由を記している。「但右女、肺気病相煩い歩行罷成不申」、「但右女、五ヶ年已前より一圓盲目ニ罷成歩行も相及不申」、あるいは「右男、老躰ニ而罷登兼申候」（首藤文書、村控、嘉永2年2月18日付）。
- 36) 仙台藩は地方支配を合理化するため、一つの郡を南北（下位の行政区）に分割し、各々に大肝入を配置することがあった。また大村を南北にわけて各々に肝入を置くこと、小村を隣村の肝入兼帯とすることもあった。岩山文書は、東山（東磐井郡）南方の大肝入文書である。
- 37) 三郎治は、保呂羽の弘化5（1848）年人別帳（千葉文書）を見ると、大野田屋敷の戸主（89歳）で、孫夫婦2組（茂右衛門、長蔵）と同居していた（10人世帯）。彼は超高齢だったが戸主（人頭）であり「御山守」（藩有林の管理者）も勤めていたので、無理をおして御目見にでかけたに違いない。
- 4年後の嘉永6（1853）年人別帳は、彼は人頭を孫・茂右衛門（45歳）に譲って隠居しているが、この年2月に病死したと追記している。享年94歳

だった。

一方、檀那寺(藤源寺)の僧は三郎治を弔って、過去帳に「賞賜軒松巖長壽清信士 正月廿五日 大久保・茂右衛門父」と記した。

この法名は明らかに、下油田村の与五右衛門(107歳で病死)がそうであったように、三郎治の長寿と御目見に配慮したものであった。

- 38) 例えば社会保障・人口問題研究所は、2060年の日本人口を1億726万人(中位推計)とした場合、人口ピラミッドがどんな形になるかを公表している。それは、われわれに「恐怖心」を抱かせて余りある形姿をしており、強力なインパクトを与えるものである(<http://www.ipss.go.jp/site-ad/toppagedata/>)。
- 39) この25人について簡単な試算をしてみよう。生産年齢人口を17~61歳層(1,896人)とし、超高齢者がこの年齢層に与える負荷(population onus)を「超高齢人口指数」とすれば、それはわずか1.32である。超高齢者は百人に1人程度だったとすれば、国(藩)と家(世帯)の負担はないも同然だったとも言える。
- 40) 文書18と「慶應二年人高一紙」は島崎家文書に収められている。文書の多くは、明治大学刑事博物館委員会[1978]によれば、主家・中島氏に関するものである。
- 中島氏は伊達の「一族」で、延宝5[1677]年以後の知行高は200貫(2,000石)。本拠地は伊具郡金山本郷(丸森町金山)で、金山要害を拝領した。坂田[2001:664-5]は文化10(1813)年現在の村別知行高を、金山本郷11、大内村135、伊手村54貫(計200貫文)としている(この知行高は政宗の時代から変わらなかった)。
- 41) ここで「以上」という意味は、以下の通りである。この文書は残念なことに、末尾の丁1枚が欠損している。そこで、70歳以上の男子高齢者は35人とわかるが、女子高齢者は16人分(侍家内6、足軽家内5、他5人)しかわからない。後者はもう少し多かった可能性があるが、それでも男子を超えることはなかったであろう。
- 42) 侍・足軽は世帯人数を極限まで圧縮しており、他者を受け入れる余地はなかった(二・三男や女子は他家・百姓の嫁婿や養子女となり、あるいは

医師・僧侶となって生家を去った。彼らが出産制限を徹底させたことは言うまでもない)。また百姓・職人が年季奉公に入ったとしても、彼らが家中人数を押し上げたとは、その身分からして考えられない。

家中は身分の上下をとわず、現員を維持するだけで精一杯だったに違いない(中島氏その人が、文書19が記しているように、母親と「御貳人様」であった点は示唆的である)。一方家中人数の急減は、廃藩置県(明治4[1871]年7月)による侍層の大リストラ(帰農)で始まったが、この時期にはなかったと言ってよい。

- 43) 中島氏は家中を二つに区別している。一つは、文書途中に「御上下 め千六百七拾五人」とあるように、狭義の家中(1,675人)である。もう一つは、それをふくむ広義の家中(1,947人)である。両者の差272人の大部分(228人)は、「御預御足軽」と呼ばれる身分者だった。

この足軽は、藩が有力家臣に預けるといって郡方に配置したもので、俸禄(切米)は御蔵から支給された(小野寺健氏のご教示による)。中島氏が彼らを御目見の対象にふくめた理由は、両者の長年にわたる付合いが、あたかも主従関係のような実態を(感情・実質両面で)醸成していたからであろう。

- 44) ここで「地域人口」とは、旧仙台領の奥州分人口に置きかえうると筆者が判断した、2県(宮城、岩手)人口の合計値である。

判断の根拠は、第1に各県の集計結果(超高齢者比率とその推移)は一つに統合したほうが実態により近いことを示しており、第2に市町村別の超高齢者数は、昭和30年「国勢調査報告」以前については、例えば昭和25年の場合、単に「80才以上」とされているからである(すなわち、岩手県内の旧仙台領にあたる市町村人口〔岩手県人口に占めるその比率は大正9~昭和40年にかけて、平均33%だった〕を合計し、これを宮城県人口に統合して基礎人口〔奥州分人口〕をだす作業は、可能ではあるが時間を要する)。

また「近・現代の長寿者比率」とは、一つは明治21~平成22年まで(127年間)の、全国の数え年80歳以上者と90歳以上者が日本の総人口に占める

比率（図1-1, 図1-2), もう一つは大正9年～平成22年まで（90年間）の、宮城・岩手両県の数え年80歳以上者と90歳以上者が地域人口（両県の総人口）に占める比率である（図3-1, 図3-2）。

なお、この二つの期間を観察対象とした理由は、総務省統計局のwebおよび「国勢調査報告」（各年次）からのデータの取得が比較的容易であり、また筆者の計算結果はこれ以上の年次遡及は不要である（例え遡及したとしてもほぼ同様の数値となる）ことを示唆しているからである。

- 45) 江戸時代の超高齢者はごく少数だったという仮説は、管見によれば、他の事例によっても支持される。それを年次の古い順にあげると以下のとおりである。

第1に速水〔1973:103-8〕は、信濃国の高島藩（諏訪郡）30ヶ村前後の宗門帳（1671-1870年）を使用し、10年期中間にあたる年次の人口ピラミッド（5図）を描いている。図に併記された81歳以上者数と人口から、われわれは長寿者比率を計算することができる。

計算結果は（男女込みで）次の通りである。81歳以上者が基礎人口に占める比率は1671～1690年の中間年で3.25%、以下同様に1711～1740年：3.73, 1761～1790年：8.86, 1811～1840年：11.15, 1851～1870年：9.68%である（基礎人口は6,452, 9,115, 10,608, 9,505, 9,405人）。18世紀中期に変化の節目（長寿者増）が見られるが、それでも1,000人当たり10人程度だった。

一方、91歳以上者の比率はそれぞれ0.00, 0.11, 0.57, 1.26, 0.74%で、1811～1840年をのぞき、やはり1,000人当たり1人未満だった（第4-4, 4-5図も参照）。

ところで、18世紀中期以降・諏訪郡の81歳以上者比率8.86～11.15%は、筆者が近・現代の全国人口と地域人口で観察した比率（前者で6～7%, 後者で5～6%程度）より相当たかい。そこで諏訪のこの数値は、陸奥国・気仙郡、東山南方（5ヶ村）の数値（嘉永・安政期の比率：8～12%程度、表5）と同様、超高齢者比率が比較的高かった地域の1事例と考えるべきであろう。

第2に（以下の3例はすべてマイクロデータであるが）、桜井〔1997〕が整理した山城国・西法

花野村の宗門帳データを集計すると、80歳以上者比率は1773～1791年：6.14, 1833～1842年：4.00, 1853～1871年：4.98%（90歳以上者比率は0.51, 0.00, 0.45%）である（表1。基礎人口は1,953, 1,250, 2,208人）。

第3に田中〔2012:63-5〕は、1864年と1866年の伊予宇和島藩・高山浦の80歳以上者比率を計算し、それは「百人に付き一人の割合」としている（手順は、同浦の2年分の実測人口〔1824年2,454人, 1845年2,710人〕から、1864, 66年人口を3,000人程度と推定。次に両年の80歳以上者数（27, 33人）を分子として比率を計算）。

筆者は、安澤〔1985:116-7〕が公表している宇和島藩・「在浦方」の実測人口を用いて、80歳以上者比率を計算した（手順は以下の通り）。(1) 1845年の「在浦方」人口は（史料欠で不明であるが）、1804, 49年の実測人口103,769, 139,046人を用いて、135,839人と推定。(2) 次に、1864, 66年実測人口148,032, 149,667人と高山浦の1845年人口2,710人とを用いて、両年の高山浦基礎人口を2,953, 2,986人と推定。(3) 両年の高山浦80歳以上者数（27, 33人）を分子として比率を計算）。

その結果、1864, 66年の80歳以上者比率は9.14%, 11.05%（田中の結論とほぼ同様）、また1864年の90歳以上者比率は1.02%となった。

第4に、大竹〔1990〕は江戸5町の高齢者比率を計算している。それによると、慶應期（1865, 1867年）の81歳以上者比率は、大都市だったからであろう、町人口のわずか1.6%だった（掲載表。基礎人口1,877人）。

むしろ反証的な事例もある。氏家〔2001:18〕は、「意外に高齢者の多い江戸時代」を裏付ける数値として、鳥取藩の事例（1805〔文化2〕年の80歳以上者比率1.5%〔15.66%〕）をあげている。

しかし江戸期・鳥取藩の比率が、近・現代の比率7～8%（図1-1）の2倍に達したとは考えにくい。この数値と結論は、基礎（藩）人口の置き方（50年以上前の「寛延年間（1748～51年）」の数字が使用されている）をふくめ、再考を要すると思われる。

- 46) 仙台藩の百寿者への扶持米支給は、現代日本の自治体が長寿祝いの対象を徐々に限定してきた点

と似ていなくもない。自治体の長寿祝いは今、高齢者増による財政負担を避けるため、対象年齢の見直しをせまられている。

例えば東京都・多摩市は「高齢者慶祝事業」として、節目の年(77歳・80歳・88歳・90歳・99歳・100歳以上)に祝い金を支給しているという。しかし、現行制度の維持はいずれ困難になるとみて、他市との比較データを示しつつ、変更の必要性を市民に注意深くかつ丁寧に説明をしている(<http://www.city.tama.lg.jp/plan/>)。

参考文献

- 江刺市史編纂委員会 [1976]『江刺市史』(第5巻 資料篇 近世Ⅲ) 江刺市。
- 速水融 [1973]『近世農村の歴史人口学的研究』東洋経済新報社。
- 比較家族史学会 [1990]『老いの比較家族史』三省堂。
- 飯川寥廓「寥廓雑纂」(七) 宮城県図書館蔵。
- 石越町史編纂委員会 [1975]「今村泰輔君編述 石越村史 附石越村誌」『石越町史』宮城県登米郡石越町。
- 逸見英夫 [1988]『仙台城歴史散策』宮城文化協会。
- Karl R. Popper [1972:37] *Conjectures and Refutations —The growth of scientific knowledge—*, Routledge and Kegan Paul.
- Karl R. Popper and Konrad Lorenz [1985:27] *Die Zukunft ist Offen*, Piper.
- 菅野則子 [1999]『江戸時代の孝行者—「孝義録」の世界—』吉川弘文館。
- 菊田定郷 [1933/2000]『仙臺人名大辞書』同刊行会/仙台郷土研究会。
- 衣川村 [1988]『衣川村史』(Ⅳ 資料編3)。
- 桑原隲蔵 [1928]「支那の孝道殊に法律上より観たる支那の孝道」『狩野教授還暦記念難支那学論叢』弘文堂(後に『桑原隲蔵全集』(第3巻)岩波書店、『中国の孝道』講談社学術文庫に収録)。
- 松本純子 [1997]「近世の子供と老人の扶養」『歴史』(第88輯) 東北史学会。
- 同 [2000]「近世町方の『老い』と『縁』—奥州郡山の事例を通して—」『歴史』(第94輯) 東北史学会。
- 同 [2002]「近世社会の高齢者比率と『荒廃』下の老人・子供」『東北文化研究室紀要』(第43集) 東北大学文学研究科。
- 明治大学刑事博物館委員会 [1978]『明治大学刑事博物館目録』(第40号)。
- 宮城県牡鹿郡役所 [1923/86]『牡鹿郡志』同郡役所/臨川書店。
- 宮城県図書館蔵「楽山公治家記録」(甲~癸)。
- 宮城懸史編纂委員会 [1954]『宮城懸史』(25 資料篇3) 宮城縣。
- 同 [1959]『宮城懸史』(27 資料篇5)。
- 同 [1962]『宮城懸史』(31 史料集Ⅱ)。
- 同 [1966]『宮城懸史』(2 近世史)。
- 同 [1970]『宮城懸史』(32 資料篇9)。
- 桃生町史編纂委員会 [1988]『桃生町史』(第2巻 資料編)。
- 村井益男 [1980/95]「おめみえ」『国史大事典』吉川弘文館。
- 小野武夫 [1970]「西磐井郡・栗原郡・上下胆澤郡旧慣仕来演説書」『日本農民史料聚粹』(第11巻) 酒井書店・育英堂事業部。
- 大竹秀男 [1990]「江戸時代の老人観と老後問題」比較家族史学会『老いの比較家族史』三省堂。
- 歴史科学協議会編 [1997]『歴史評論』(565号特集:老いの歴史と女性) 校倉書房。
- 同 [2000]『歴史評論』(608号特集:歴史に「老い」を追う)。
- 陸前高田市教育委員会 [2003]『気仙郡大肝入吉田家文書』(第一集)。
- 劉希一 [1979]『三民主義人口問題之研究』正中書局。
- 桜井由幾 [1997]「近世農民家族における老人の地位—隠居慣行と女性—」『歴史評論』(565号)。
- 佐藤文治 [1959]『大船渡市史資料』(第三集 近世) 大船渡市教育委員会。
- 仙台市「宮城町誌」改訂編纂委員会編 [1989]『宮城町誌』(史料編・改訂版) 宮城町/仙台市。
- 仙台市史編さん委員会 [2000]『仙台市史』(資料編4 近世3 村落) 仙台市。
- 同 [2006]『仙台市史』(特別編7 城館)。
- 仙臺叢書刊行会 [1926/1972]「楽山公略譜」『仙臺叢書』(第十二巻)。
- 白川静 [1996]『字通』平凡社。
- 仙臺市史編纂委員会 [1956]『仙臺市史』(第10巻) 仙台市。

白石市史編さん委員 [1979]『白石市史』（I 通史編）
白石市.

新村拓 [1991]『老いと看取りの社会史』法政大学出版
局.

菅原憲二 [1994]「老人と子供」朝尾他編『日本通史』
（第13巻 近世3）.

高木正朗・新屋均 [2008]「東北諸藩の人口趨勢」高木
編『18・19世紀の人口変動と地域・村・家族』古
今書院.

高木侃 [1996]「江戸の親子契約」『月刊百科』（906号）
平凡社.

竹内啓・孫占坤・湧井秀行編 [2008]『中国社会変動
における村落と家族』明治学院大学国際学部付属
研究所.

田中貞輝 [2012]『高山浦のかたちと暮らし』（高山浦
幕末覚え書16）創風社出版.

東北歴史資料館 [1986]『文書目録第三集（門傳家文書
I）』（東北歴史資料館資料集17）.

氏家幹人 [2001]『江戸人の老い』（PHP 新書143）.

柳谷慶子 [1992]「近世家族における扶養と介護」渡辺
信夫編『近世日本の民衆文化と政治』河出書房新
社.

同 [1996]「日本近世における家族・地域の扶養介護」
比較家族史学会監修『家族と地域社会』早稲田大
学出版部.

同 [2005]「近世日本の高齢者介護と家族」比較家族史
学会監修『介護と家族』.

安澤秀一・高木正朗 [2009]『仙台藩明治三年北海道
移住氏族并旧家来の人口分析』（社会経済史学会
第78回大会自由報告資料集）.

蔵王町史編さん委員会 [1989]『蔵王町史』（資料編Ⅱ）

蔵王町.

〔付記1〕 史料の閲覧・収集・フィールドワーク・資
料提供などについては、次の方々・機関のご助力をえ
てきた。阿部一平、千葉哲夫、岩山越夫、中目伊四彦、
小野寺卓哉、小野寺信義、首藤清史、鳥畑一成の各氏。
藤村勝治郎、藤村一正、小松宗男、今野敬司、松坂泰
盛、斎藤莫、田中貞輝の各氏。一関市博物館、一関市
藤沢公民館、岩手県立図書館、宮城県図書館、明治大
学刑事博物館、大崎市教育委員会、陸前高田市教育委
員会、仙台市博物館、東北歴史博物館、宇和島伊達文
化保存会の担当各位。曹洞宗大祥寺、興福寺、藤原寺
の方丈各位。

〔付記2〕 陸前高田市の大肝入文書「定留」閲覧につ
いては、震災復興中にも関わらず、同家・吉田裕氏と
教育委員会・熊谷賢氏、岩手県立博物館・赤沼英男氏
より格別のご配慮を頂いた。また、史実の確認につ
いては小野寺健氏と宋暁昌氏から、経験科学（仮説）に
おける反証可能性の価値（K. ポパーの主張）につ
いては、リム・ボン氏と田中誠氏から適切なコメントを頂
戴した。付記1の方々をふくめ、ここに記して謝意と
します。

〔付記3〕 本稿は、平成24年度（立命館大学）東日本
大震災に関わる研究推進プログラム「被災文化財の復
元と保全を目指す基盤研究」（研究者代表者・産業社
会学部 リム・ボン教授）と、平成25年度日本学術振
興会補助金（基盤研究C）「超高齢者の生存・処遇に関
する歴史人口学的研究」（研究代表者・高木）による
研究成果の一部である。

Japan's Oldest-old Population in the Edo Period :
An Attempt to Use Historical Materials of the Sendai Domain, 1737-1866 (2)

TAKAGI Masaoⁱ

Abstract : Japan has faced an unprecedented situation between the late 20th century (the 1980s) and the early 21st century (the 2010s): the emergence of a super-aging society and resulting collapse and profound paradox of social systems (law, politics, economy, pension, medical care, nursing care, etc.) from institutional, financial and generational perspectives. Over the past few decades, I – as one of those living in such a period – have had much more opportunities to see very elderly people and observe the current status of the local communities, hospitals and nursing-care facilities they live in. You may also often come across elderly people buying a few small food items at a supermarket in the evening, and you can easily imagine how they are living.

Aside from the number of individuals and the lifestyles of elderly people in the modern age (e.g. before 1920 when Japan's first population census was conducted), however, it is difficult to even know the exact number of elderly people in the early modern period, especially those blessed with extremely long longevity (the oldest-old). Is this because the number of oldest-old people in those days was too small to attract public attention? To approach this issue, I carefully examined historical records of the Sendai Domain for 1762 and 1849 and determined the number of those with extremely long longevity (the oldest-old). Next, I calculated the ratio of oldest-old people to the base population, the result of which was compared to the figures (the ratio of oldest-old people to the total population of Japan and to the total regional population) from national population census conducted in 1888 or after.

As a result, I concluded that in the early modern period, only a few Japanese people enjoyed extremely long longevity, with those over the age of 80 being about 5 in every 1,000 people (5‰ to 6‰ of the base population), and those over the age of 90, 0.5 person (0.3‰ to 0.5‰ of the base population). In other words, the super aging of population in the Japanese society today is a “revolutionary event” which has been observed over the last three decades (from the 1980s). For the 130 years from 1850 to around 1980, or even for the 220 years from 1760 to around 1980, Japan's population had included only a very small numbers of oldest-old people.

Keywords : the oldest-old, centenarian, kazoedosh (数え年), population register, longevity research, census population, regional population, base population, per mil (‰)

ⁱ Professor Emeritus, Ritsumeikan University